

消 防 救 第 387 号
令和 8 年 10 月 23 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

「口頭指導に関する実施基準」の一部改正について

消防機関が行う口頭指導については、「口頭指導に関する実施基準」（平成 11 年 7 月 6 日付け消防救第 176 号消防庁次長通知）により、各消防本部において、地域の実情に応じた口頭指導に関する実施要綱等を作成の上、実施されているところです。

今般、令和 7 年度及び令和 8 年度救急業務のあり方に関する検討会（JRC 蘇生ガイドライン 2025 を踏まえた消防機関の市民向け応急手当講習等に関するワーキンググループ）において、一般社団法人日本蘇生協議会により示された「JRC 蘇生ガイドライン 2025」及び一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会により示された「救急蘇生法の指針 2025（市民用、市民用・解説編）」の内容に関して検討を行い、「JRC 蘇生ガイドライン改訂を踏まえた検討（中間とりまとめ）」が取りまとめられました。

当該中間とりまとめを踏まえ、消防庁において、別紙 1 のとおり「口頭指導に関する実施基準」の一部を改正するとともに、別紙 2 のとおり「平成 28 年度救急業務のあり方に関する検討会における検討結果について」（平成 29 年 3 月 30 日付け消防庁救急企画室事務連絡）で示した「通信指令員の救急に係る教育テキスト（追補版）」について、「救急蘇生法の指針 2025（市民用）」に基づき一部を改訂しました。

貴職におかれましては、その内容及び下記について御確認いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(送付物一覧)

- 別紙 1 口頭指導に関する実施基準
- 参考 1－1～1－5 各種口頭指導
- 参考 2 119 番通報からの導入要領（心停止等の識別）
- 参考 3 通信指令員に対する救急に関する講習項目
- 新旧対照表（口頭指導に関する実施基準）
- 別紙 2 通信指令員の救急に係る教育テキスト（追補版）より抜粋
（指針 2025 に基づき一部改訂）
- 新旧対照表（【抜粋】通信指令員の救急に係る教育テキスト（追補版））

【問合せ先】

消防庁救急企画室

青木、長谷、山名、植田、神

TEL : 03-5253-7529

Mail : kyukyusuishin@soumu.go.jp

口頭指導に関する実施基準

〔平成 11 年 7 月 6 日 消防救第 176 号〕
〔都道府県知事あて 消防庁次長〕

〔改正経過〕

平成 25 年 5 月 9 日 消防救第 42 号

平成 28 年 4 月 25 日 消防救第 36 号

令和 4 年 3 月 31 日 消防救第 104 号

令和 8 年 10 月 23 日 消防救第 387 号

1 目的

この実施基準は、消防機関が行う救急現場付近にある者に対する応急手当の口頭指導について、その実施方法等必要な事項を定め、もって救命効果の向上に資することを目的とする。

2 定義

この実施基準において、口頭指導、口頭指導員及び応急手当実施者の定義は次のとおりとする。

口頭指導 救急要請受信時に、消防機関が救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うこと。

口頭指導員 119番通報を受ける等の指令業務に従事している者の中で、別に定める口頭指導を行うための要件を満たす消防職員。

応急手当実施者 口頭指導員により口頭指導を受け傷病者に対し応急手当を施行する者（口頭指導員の口頭指導を施行者に伝える者も含む。）。

3 口頭指導の指導項目

消防機関が口頭指導を行う際の指導項目は次のとおりとし、各消防機関で定めたプロトコルに基づき実施すること。ただし、プロトコルは地域メディカルコントロール協議会の確認を得ておくものとする。また、消防機関の実情に応じて、中毒の処置等その他の手当の指導項目を設けることは差し支えない。

- (1) 心肺蘇生法
- (2) 気道異物除去法
- (3) 止血法
- (4) 熱傷手当
- (5) 指趾切断手当

4 口頭指導の実施要領

(1) 口頭指導実施及び中止の判断

口頭指導は、口頭指導員が聴取した内容から応急手当が必要であると判断した場合に実施する。

また、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていること等により対応できない場合及び指導により症状の悪化を生じると判断される場合は中止する。

(2) 各口頭指導に繋げるための導入要領

通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取し、傷病者の状態に応じた医学的に適切な口頭指導が行えるよう、各口頭指導につなげるための導入要領の策定に努めるものとする。

(3) 口頭指導員の要件

口頭指導員は、次のいずれに該当する者をもって充てるものとする。

ア 救急救命士

イ 救急隊員の資格を有する者

ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成5年3月 30 日付け消防救第 41 号)に基づく応急手当指導員

口頭指導員が119番の通報内容から心停止を的確に識別するため、またCPR指導の実効性及び迅速性を高めるためには、救急に係る医学的な知識の習得が不可欠であることから、指令業務に携わる職員の資格(救急救命士資格、救急隊員資格)、実務経験、教育体制等を考慮して、それぞれの消防本部で資格に応じた講習時間や講習内容等を設定することが望ましい。

(4) 口頭指導内容

口頭指導員は、口頭指導を行うに際し、既に救急隊が向かっている旨を伝える等応急手当実施者に安心感を持たせるとともに、原則として各項目のプロトコルの内容に従って指導するものとする。

ただし、口頭指導員のうち、上記(3)のア又はイの要件を満たす者は、症状の改善が期待できると判断した場合は、各項目のプロトコルの項目以外の中毒等の処置についても口頭指導を実施できるものとする。

(5) その他

ア 口頭指導を実施すべき事案であると判断した場合は、各プロトコルに従って、速やかに指導を行うものとする。

イ 口頭指導を実施する場合、感染防止上の留意事項についても配慮した指導を行うものとする。

ウ 口頭指導を実施した場合、出場中の救急隊に対してその内容について適切な方法により伝達するものとする。

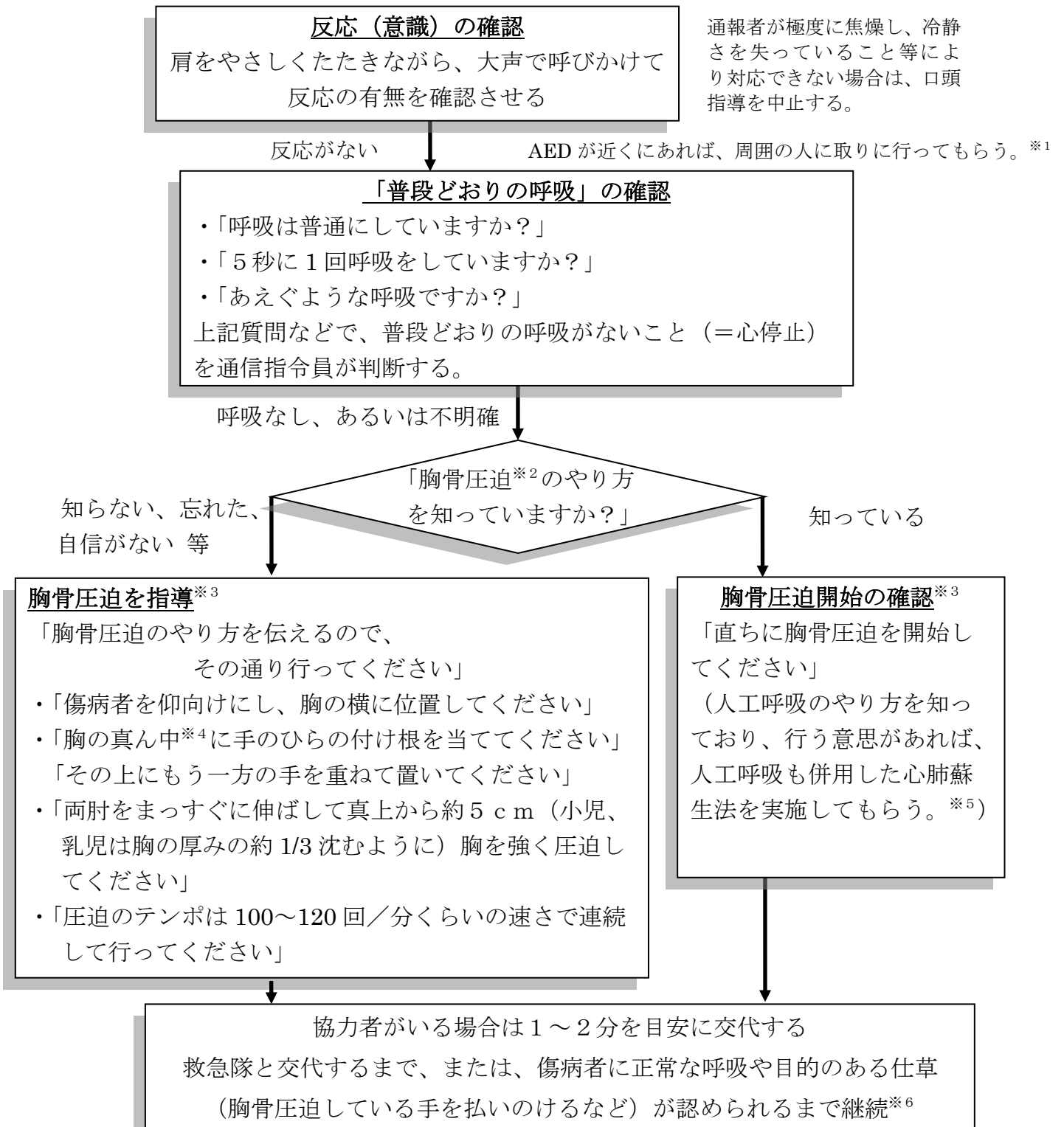
5 口頭指導に係わる記録

口頭指導員は、口頭指導を行った場合は、口頭指導を行った年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びに当該口頭指導による応急手当の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、該当救急隊等に確認し記録しておくこととする。

6 口頭指導に関わる事後検証等

通信指令業務のうち救急に係る内容については、地域メディカルコントロール協議会において、通信指令員の出席の下で事後検証を行うものとする。また、口頭指導、コールトリアージ(通報内容から緊急度及び重症度を判断し、出動隊の選別、事前の医療機関選定等を行うこと。)及び通信指令員に対する救急に係る教育に関して、地域メディカルコントロール協議会との連携体制を構築し、口頭指導及びバイスタンダーの心肺蘇生の実施率向上に努めること。

心肺蘇生法（全年齢対象）



※1 AED が現場に届けば直ちに使用させる

※2 心肺蘇生の「胸骨圧迫」という文言が理解されなければ、「心臓マッサージ」を用いてもよい

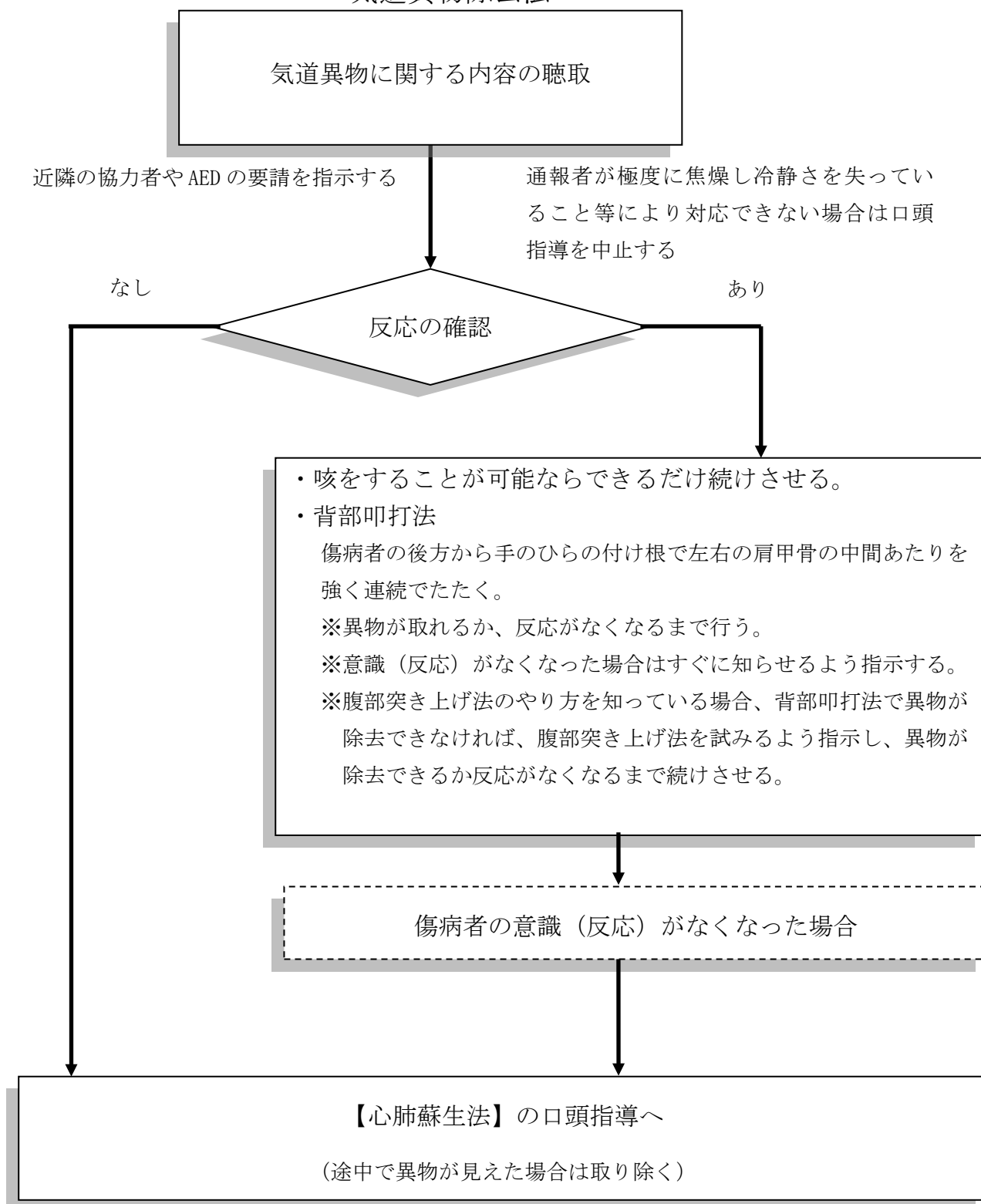
※3 電話機にスピーカー機能（ハンズフリー機能）があれば、指導を受けながら胸骨圧迫が行えるため、使用するよう依頼する。（操作方法を知らない通報者の場合、操作方法の説明等によりかえって胸骨圧迫開始が遅れてしまう場合もあるため強要はしない。）

※4 胸骨圧迫部位の指導で「胸の真ん中」で部位が伝わらない場合、「乳頭を結ぶ線の真ん中」、「胸骨の下半分」などを用いてもよい

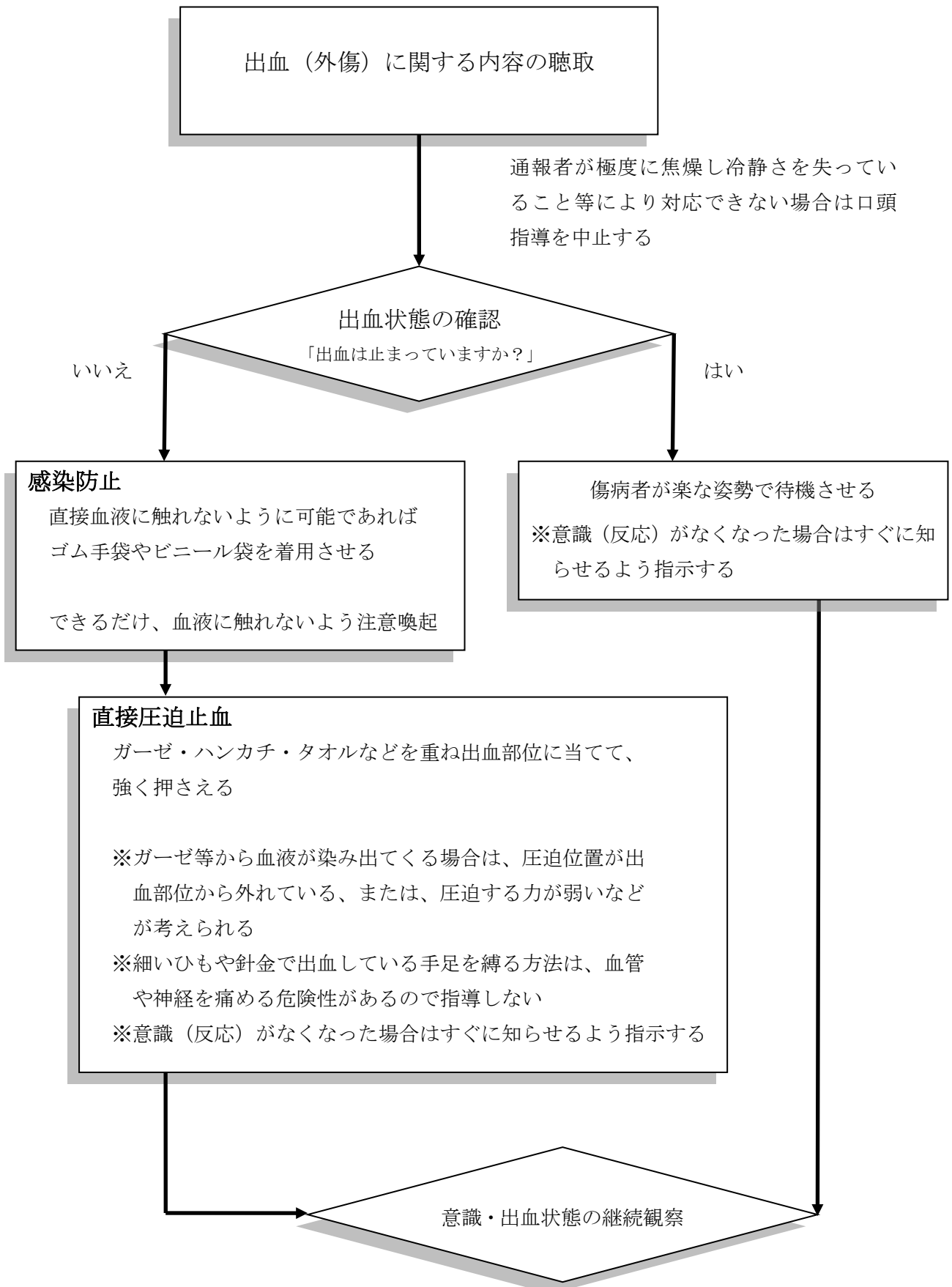
※5 口頭指導で人工呼吸のやり方は、指導しない

※6 効果がみえなくても継続するよう指導する

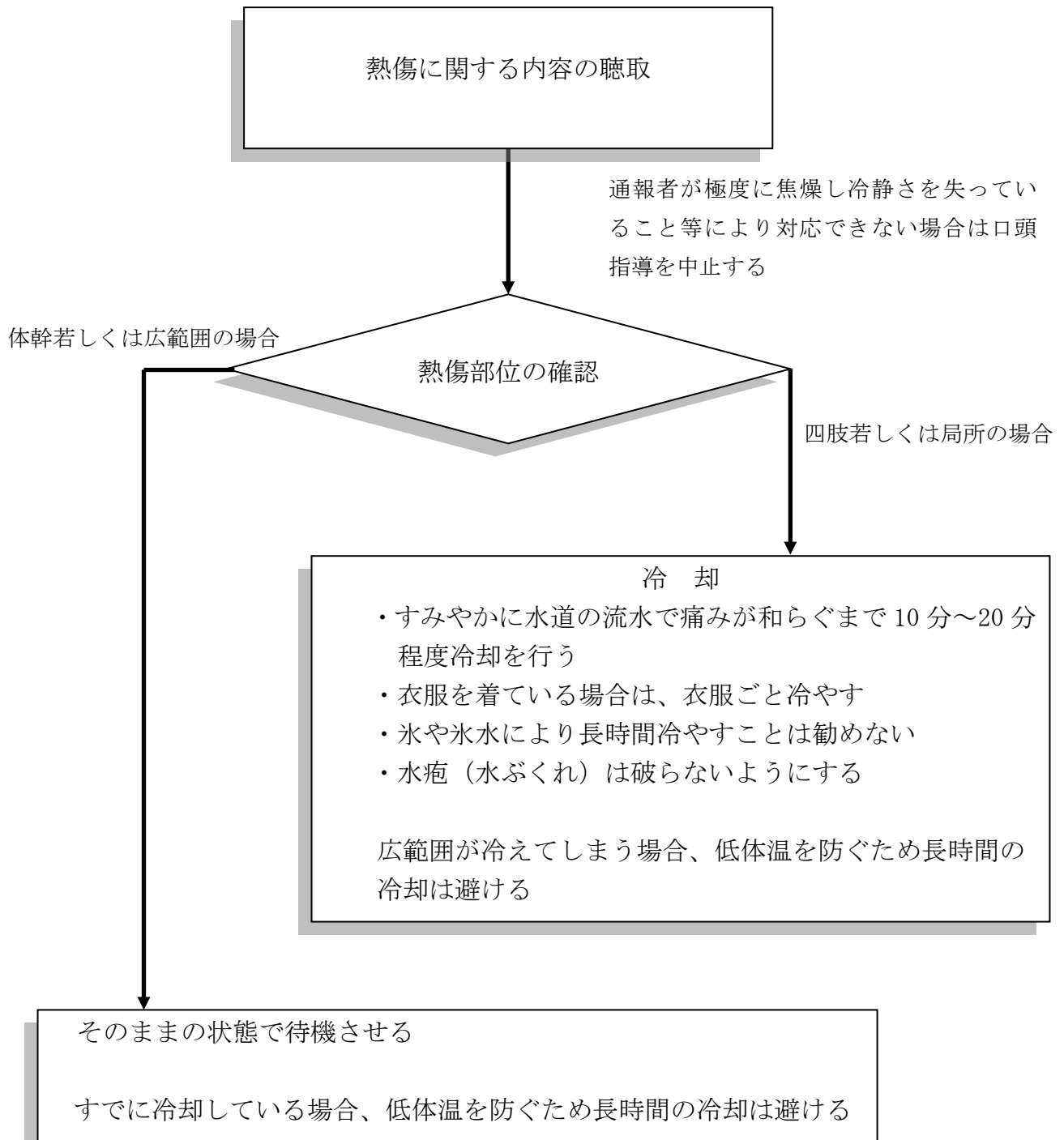
気道異物除去法



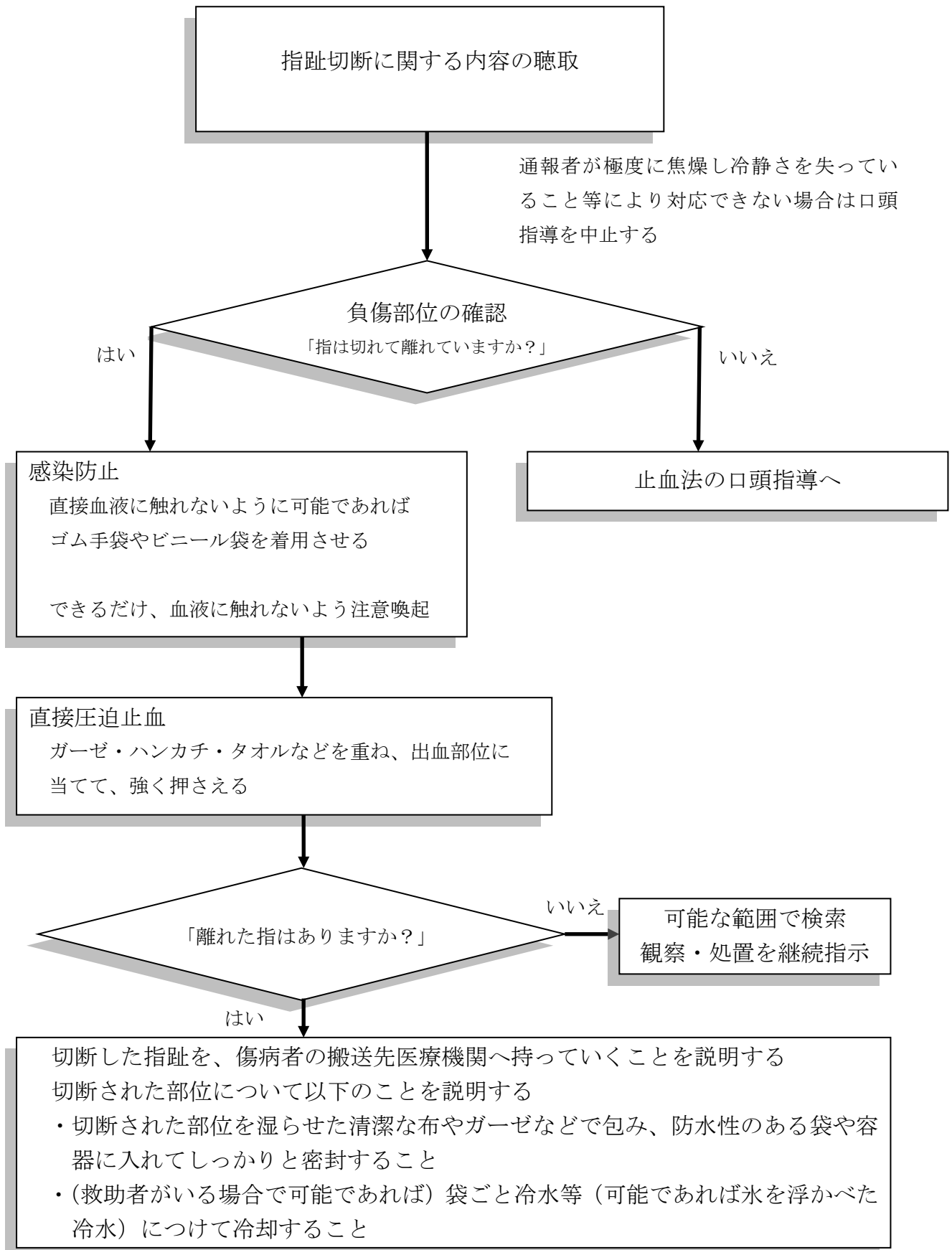
止血法



熱傷手当



指趾切断手当



119番通報からの導入要領（心停止等の識別）

参考2

質問の 目的	質問 番号	質問 内容	応答選択肢	プロトコル （移動先）	留意事項
導入	1	火事ですか、救急ですか？			
			a 救急	（→質問2）	
			b 火事、その他	（→対象外）	
出動先確認	2	（救急車が出動する先の住所の確認）		（→質問3）	
概況の把握	3	どなたが、どうしましたか？			通報者自らが提供する傷病者情報の表現に傾聴
			a <キーワード> 普段どおりの呼吸なし・水 没・首をつっている	出動指令＋ 心肺蘇生法の口頭指導	PA連携や医師要請等も考慮
			b （キーワードなしで） 目の前で人が倒れた（目撃） 人が倒れている けいれんしている 具合が悪そう 様子がおかしい	（→質問4）	成人が通報者の目の前で突然倒れた場合は特に心停止の可能性 が高い 「けいれんしている」→けいれんが治まった後、呼吸の確認を 指示する けいれん（てんかん）の既往の有無も可能であれば確認する 具合が悪そう、様子がおかしいなど不明確・不定愁訴な通報内 容には心停止が潜んでいるので、可能な限り、より積極的に意 識（反応）と呼吸の状態を確認させる
			c （キーワードなしで） 喉にものをつめた（窒息）	出動指令＋ 気道異物除去の口頭指導	背部叩打法から指導する
			d （キーワードなしで） 反応（意識）があることが明 らかな通報	（→質問6）	
反応の確認	4	大きな声で呼びかけて反応はありますか？			
			a はい	（→質問6）	
			b 反応がない	（→質問5）	
			c 不明（判断に迷う・わからない）	（→質問5）	通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する 協力者の要請指示も考慮する
呼吸の確認	5	胸や腹部が上下する普段通りの呼吸で すか？			普段通りの呼吸でないと疑われる表現には要注意
			a はい	（→質問6）	
			b 普段どおりの呼吸でない	出動指令＋ 心肺蘇生法の口頭指導	胸骨圧迫のみの指導
			c 不明（判断に迷う・わからない）	出動指令＋ 心肺蘇生法の口頭指導	通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する 協力者の要請指示も考慮する
年齢性別の確認	6	（ここまで不明な場合） 年齢はいくつぐらいですか 傷病者は男性ですか、女性ですか？		（→質問7）	
詳細な概況の確認	7	救急車はすでに出動していますので、詳 しい概況を教えてください		出動指令＋聴取内容に応 じた口頭指導	救急隊への情報伝達

※各質問項目から総合的に判断し、心停止を識別すること。

※質問に対し確実な応答でなければ、繰り返し確認させることも考慮する。

通信指令員に対する救急に関する講習項目

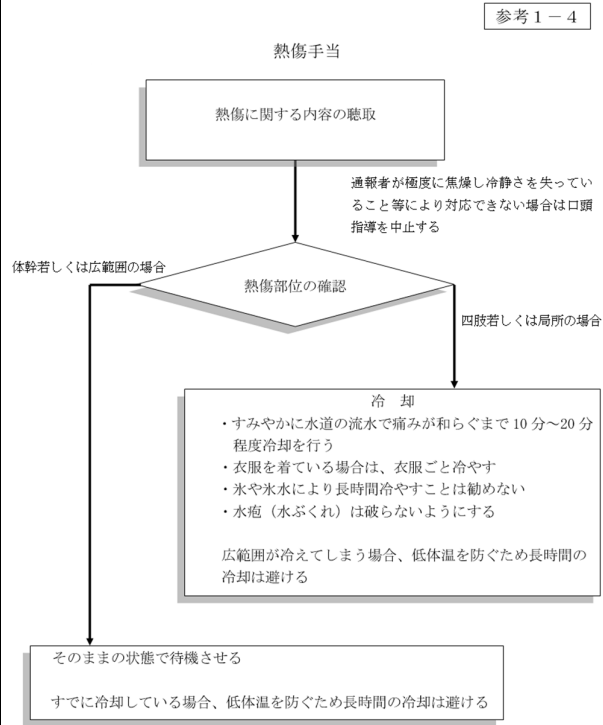
分類	具体的項目	到達目標（具体的内容）
救急指令管制実務教育	救急業務における指令員の役割	通報から救急隊の到着までの対応の重要性 「救命の連鎖」
	救急業務の現状	救急搬送件数の推移と将来推計、ウツタイン統計
	救急現場活動	指令から医療機関到着までの救急現場活動 救急救命士が行う処置の範囲（特定行為） 救急隊員が行う処置の範囲
	メディカルコントロール体制	オンラインMCとオフラインMC
	救急医療体制	救命救急センター、その他の救急医療機関 改正消防法（搬送と受入れの実施基準）に係る地域での運用状況
	緊急度・重症度識別	ドクターカー、ドクターヘリの要請、P A連携の早期要請ための識別
	救急隊への情報伝達	救急隊への適切な情報伝達要領
	口頭指導要領	模擬トレーニング（実例を基にしたシミュレーション訓練） 慌てている通報者への対応要領を含む
	救急車同乗実習	（任意）
医学基礎教育	解剖・生理	生命維持のメカニズム
	心停止に至る病態 （心停止に移行しやすい病態）	心筋梗塞、脳血管障害、呼吸器疾患、高エネルギー外傷、アレルギー、窒息 （死戦期呼吸、心停止直後のけいれん）
	心肺蘇生法	胸骨圧迫の重要性、人工呼吸の意義 など
	A E D	電気ショック適応・不適応の心電図（心室細動／無脈性心室頻拍とその他） A E Dの性能、電気ショック後の対応要領含む
	その他の口頭指導対象病態	気道異物、出血、熱傷、指趾切断 など

※講習時間については、指令業務に携わる職員の資格（救急救命士資格、救急隊員資格等）、実務経験、教育体制等を考慮して、それぞれの消防本部で到達目標を満たすよう設定すること。

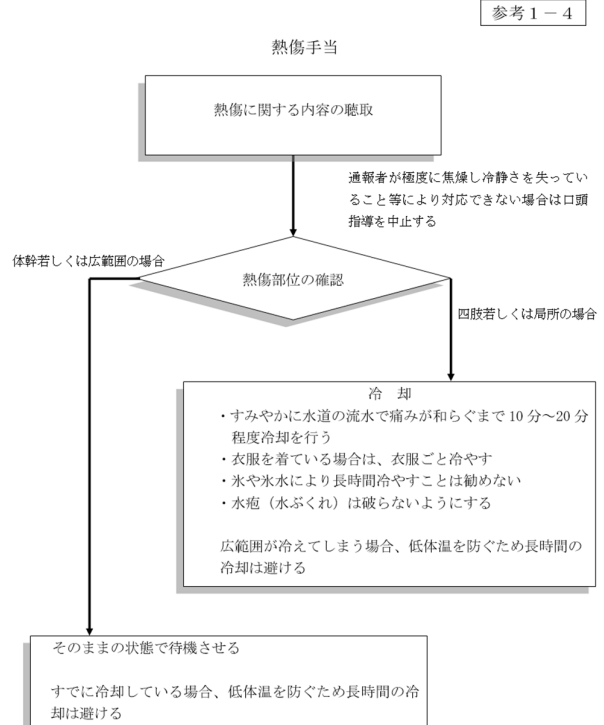
「口頭指導に関する実施基準」新旧対照表

新	旧
口頭指導に関する実施基準 平成 11 年 7 月 6 日消防救第 176 号 都道府県知事あて消防庁次長 改正経過 平成 25 年 5 月 9 日消防救第 42 号 平成 28 年 4 月 25 日消防救第 36 号 令和 4 年 3 月 31 日消防救第 104 号 <u>令和 8 年 10 月 23 日消防救第 387 号</u>	口頭指導に関する実施基準 平成 11 年 7 月 6 日消防救第 176 号 都道府県知事あて消防庁次長 改正経過 平成 25 年 5 月 9 日消防救第 42 号 平成 28 年 4 月 25 日消防救第 36 号 令和 4 年 3 月 31 日消防救第 104 号
1 ～ 3 (略) 4 口頭指導実施及び中止の判断 (1)～(2) (略) (3) 口頭指導員の要件 口頭指導員は、次のいずれに該当する者をもって充てるものとする。 ア 救急救命士 イ 救急隊員の資格を有する者 ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号）に基づく応急手当指導員 また、口頭指導員が 119 番の通報内容から心停止を的確に識別するため、また CPR 指導の実効性及び迅速性を高めるためには、救急に係る医学的な知識の習得が不可欠であることから、指令業務に携わる職員の資格（救急救命士資格、救急隊員資格）、実務経験、教育体制等を考慮して、それぞれの消防本部で資格に応じた講習時間や講習内容等を設定することが望ましい。 (4)～(5) (略) 5 ～ 6 (略) <u>参考 1－1</u> ～ <u>参考 1－3</u> (略)	1 ～ 3 (略) 4 口頭指導実施及び中止の判断 (1)～(2) (略) (3) 口頭指導員の要件 口頭指導員は、次のいずれに該当する者をもって充てるものとする。 ア 救急救命士 イ 救急隊員の資格を有する者 ウ 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号）に基づく応急手当指導員 また、口頭指導員が 119 番の通報内容から心停止を的確に識別し、又は CPR 指導の実効性及び迅速性を高めるためには、救急に係る医学的な知識の習得が不可欠であることから、指令業務に携わる職員の資格（救急救命士資格、救急隊員資格）、実務経験、教育体制等を考慮して、それぞれの消防本部で資格に応じた講習時間や講習内容等を設定することが望ましい。 (4)～(5) (略) 5 ～ 6 (略) <u>参考 1－1</u> ～ <u>参考 1－3</u> (略)

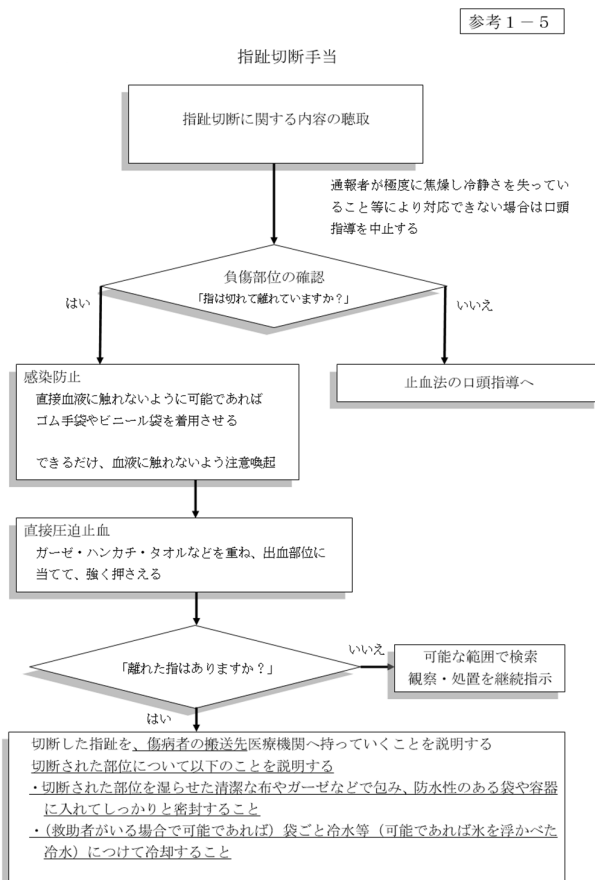
参考 1-4



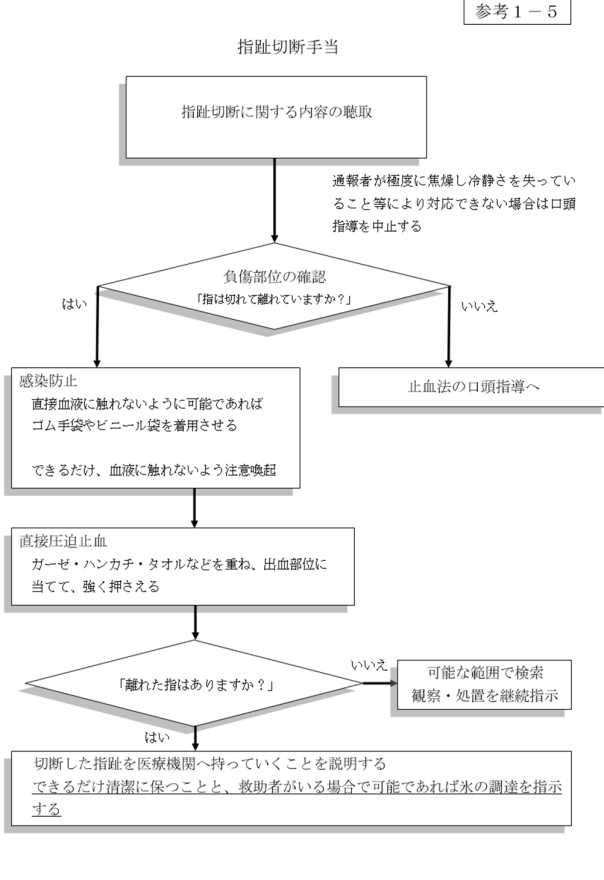
参考 1-4



参考 1-5



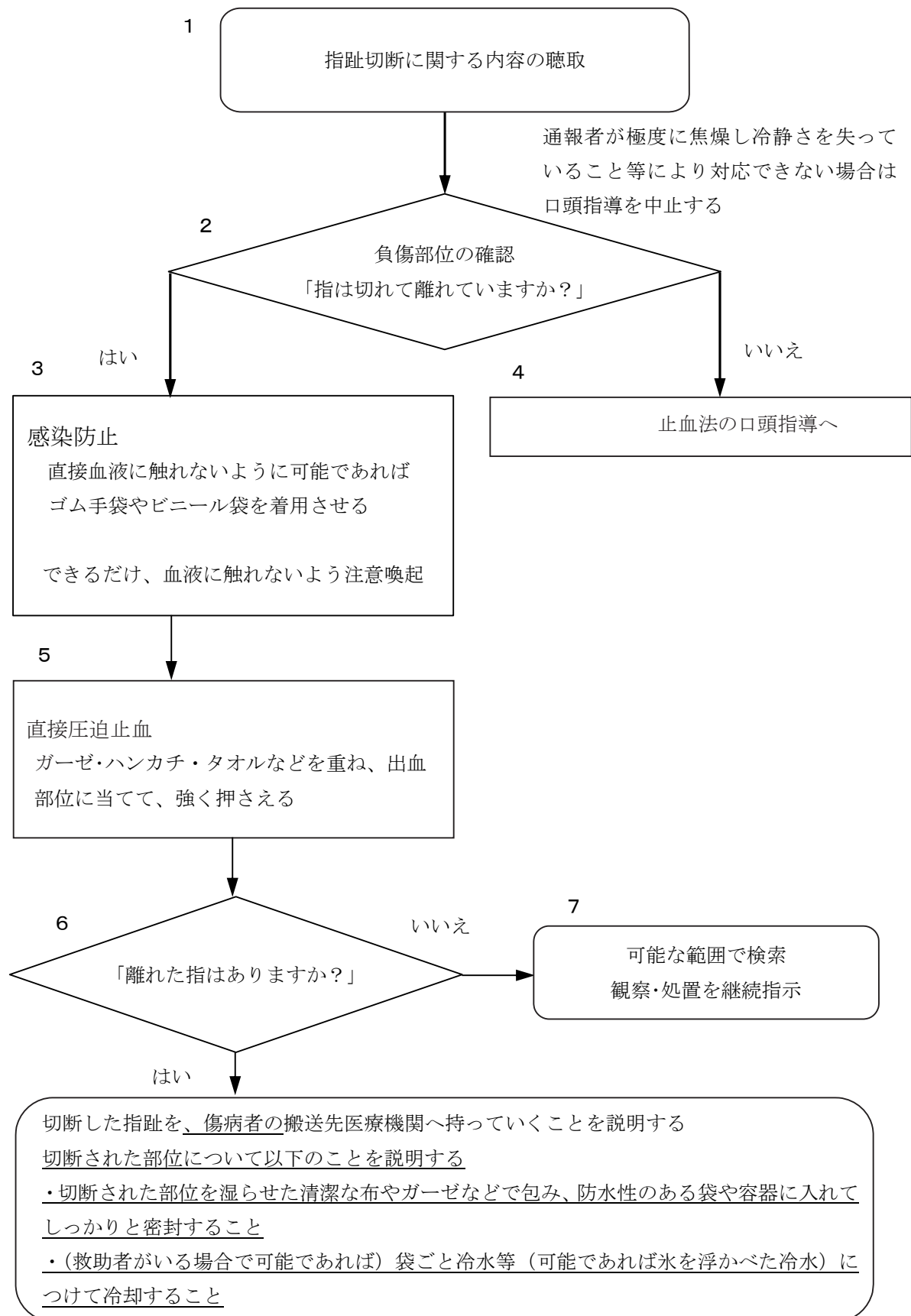
参考 1-5



参考 2 ~ 参考 3 (略)	参考 2 ~ 参考 3 (略)
-----------------	-----------------

通信指令員の救急に係る教育テキスト（追補版）より抜粋
（救急蘇生法の指針 2025（市民用）に基づき一部改訂）

（オ）切断指趾手当



【切断指趾手当の口頭指導の解説】

1 指趾切断に関する通報内容、部位の確認 [ボックス 1]

- 意識状態、正常な呼吸の有無といった心肺停止状態の確認を行い、除外されれば切断指趾の手当に関する口頭指導を実施する。
- いつ、何によって負傷したのかを確認し、二次災害の防止にも留意する。
- 急なケガ等により出血している傷病者に遭遇した通報者の焦燥感を理解し、通報者それぞれの立場や事情、心情等に十分配慮しながら、救急車がすでに要請場所に向かっていること等を伝え、安心感を与えながら落ち着かせる。

2 負傷部位の確認 [ボックス 2]

- 指等が切れて離れていない場合、再接着の可能性が高い。

3 感染防止 [ボックス 3]

- 傷病者の血液に触れないようにするだけでなく、目、口、傷口等に入らないように留意させる。
- 血液接触による感染防止対策のため、ビニール袋等を用いるように指導する。

4 指趾が切れて離れていない場合の対応 [ボックス 4]

- 切れて離れていない場合は、止血法の手当と同等の対応を指示する。
- 不完全切断の場合、止血手当によって負傷箇所が離断しないように留意させる。

5 指趾が切断している場合の対応 [ボックス 5]

- 持続する出血に対する手当を優先させる。出血が続いている場合は、止血法の手当と同等の対応を指示する。止血法については、直接圧迫止血法を基本とする。

6 切断指趾の確認 [ボックス 6]

- 切断した指趾は傷病者の搬送先医療機関に持って行くため、できる限り回収するよう指導する。
- 再接着の可能性については言及しない。

7 切断指趾が見当たらない場合 [ボックス 7]

- 救助者が複数いる場合、傷口への手当と切断端の検索等を手分けして対応させる。

8 切断指趾が確保できている場合 [ボックス 8]

- 切断された部位を湿らせた清潔な布やガーゼなどで包み、防水性のある袋や容器に入れてしっかりと密封するよう指導する。また（救助者がいる場合で可能であれば）袋ごと冷水等（可能であれば氷を浮かべた冷水）につけて冷却するよう指導する。
- 指趾を直接水に浸したり、水やドライアイスに直接接触させたりしてはならない。

- 氷水が準備できない場合は、切断指趾をガーゼに軽く包むよう指導する。
- 上腕や大腿で切断された場合も同様の処置を指導する。
- 再接着の可能性が最大限高くなる医療機関への搬送が速やかに行われるよう、救急隊活動の支援（地域の実情に応じ、高度救命救急センターへの傷病者受入れの事前交渉や、長距離搬送の時短化のためのドクターヘリ要請など）を考慮する。

通信指令員の救急に係る教育テキスト（追補版）抜粋 新旧対照表

新	旧
第2節 救急指令 2. 救急指令の実際 (2) 口頭指導 エ 口頭指導要領 (ア) ～ (エ) (略) (オ) 切断指趾手当 (オ) 切断指趾手当 【切断指趾手当の口頭指導の解説】 1 ～ 5 (略) 6 切断指趾の確認 [ボックス6] ● 切断した指趾は傷病者の搬送先医療機関に持って行くため、できる限り回収するよう指導する。 ● 再接着の可能性については言及しない。 7 (略)	第2節 救急指令 2. 救急指令の実際 (2) 口頭指導 エ 口頭指導要領 (ア) ～ (エ) (略) (オ) 切断指趾手当 (オ) 切断指趾手当 【切断指趾手当の口頭指導の解説】 (略) 1 ～ 5 (略) 6 切断指趾の確認 [ボックス6] ● 切断した指趾は医療機関に持って行くため、できる限り回収するよう指導する。 ● 再接着の可能性については言及しない。 7 (略)

8 切断指趾が確保できている場合 [ボックス 8] ● 切断指趾の汚染が激しい場合、水道水で汚れを流し、可能な限り清潔な状態を保たせる。 ● <u>切断された部位を湿らせた清潔な布やガーゼなどで包み、防水性のある袋や容器に入れてしっかりと密封するよう指導する。また、(救助者がいる場合で可能であれば) 袋ごと冷水等 (可能であれば水を浮かべた冷水) につけて冷却するよう指導する。</u> ● 指趾を直接水に浸したり、水やドライアイスに直接接触させたりしてはならない。 ● 氷水が準備できない場合は、切断指趾をガーゼに軽く包むよう指導する。 ● 上腕や大腿で切断された場合も同様の処置を指導する。 再接着の可能性が最大限高くなる医療機関への搬送が速やかに行われるよう、救急隊活動の支援（地域の実情に応じ、高度救命救急センターへの傷病者受入れの事前交渉や、長距離搬送の時短化のためのドクターヘリ要請など）を考慮する。	8 切断指趾が確保できている場合 [ボックス 8] ● 切断指趾の汚染が激しい場合、水道水で汚れを流し、可能な限り清潔な状態を保たせる。 ● <u>清潔なガーゼなどで軽く包み、ビニール袋に入れて密閉し、そのビニール袋を氷水に浸す。</u> ● 指趾を直接水に浸したり、水やドライアイスに直接接触させたりしてはならない。 ● 氷水が準備できない場合は、切断指趾をガーゼに軽く包むよう指導する。 ● 上腕や大腿で切断された場合も同様の処置を指導する。 ● 再接着の可能性が最大限高くなる医療機関への搬送が速やかに行われるよう、救急隊活動の支援（地域の実情に応じ、高度救命救急センターへの傷病者受入れの事前交渉や、長距離搬送の時短化のためのドクターヘリ要請など）を考慮する。
---	--